

【新型コロナウイルス】全日空（ANA）、シドニー・羽田線の４月１８日までの運行継続発表及び豪州渡航時の陰性証明必要記載事項等の一部変更

２０２１年１月２５日
在ブリスベン総領事館

- １月２５日、全日空は、シドニー・羽田線を４月１８日まで継続して運航すると発表しました。
- 一方、パース・成田線については４月１８日まで運休すると発表しました。
- 現在、日本への直行便の多くが運休を継続している状況であり、帰国を予定されている方や急な帰国の可能性のある方は、直行便の運航状況に引き続き注意を払うようにしてください。
- また、１月２２日、連邦保健省は、豪州渡航者に対する出発前７２時間以内の COVID-19 陰性証明提出要請に伴う必要記載事項等の一部を変更していますので、豪州への渡航を予定されている方は、連邦政府ホームページ等で手続き等の最新情報をご確認ください。

１ １月２５日、全日空は、シドニー・羽田線を４月１８日まで継続して運航すると発表しました。一方、パース・成田線については４月１８日まで運休すると発表しました。現在、日本への直行便の多くが運休を継続している状況であり、帰国を予定されている方や急な帰国の可能性のある方は、直行便の運航状況に引き続き注意を払うようにしてください。現時点の各社の運航及び運休状況は以下のとおりです。

（１）全日空（ANA）

ア シドニー・羽田線

シドニー発の便は、４月１９日（月）まで週５便（日曜日、月曜日、木曜日、金曜日、土曜日）で運航される予定です。

羽田発の便は、４月１８日（日）まで週５便（日曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日）で運航される予定です。

また、それ以降の運航予定については発表されていませんが、減便や運休の可能性もあります。

イ パース・成田線

４月１８日（日）発の便まで運休される予定です。また、それ以降の運航予定については発表されていませんが、減便や運休の可能性もあります。最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

○全日空ウェブサイト

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/pdf/20210125.pdf>

なお、全日空は、同社の名前を使用するなりすましメールへの注意を呼びかけており、ご

注意ください。

また、運航にあたり、感染拡大を予防するため、以下の取り組みを行っておりますので、ご確認ください。

○全日空ウェブサイト（なりすましメールにご注意ください）

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/information006/>

○全日空ウェブサイト（感染拡大を予防する取り組み）

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200502/>

（２）日本航空（ＪＡＬ）

ア シドニー・羽田線

シドニー発の便は、１月３１日（日）まで週３便（日曜日、月曜日、水曜日）で運航、２月１日（月）から１５日（月）まで週２便（月曜日、水曜日）で運航される予定です。

羽田発の便は、２月１４日（日）まで週２便（月曜日、土曜日）で運航される予定です。

また、それ以降の運航予定については発表されていませんが、減便や運休の可能性もあります。

イ メルボルン・成田線

３月１日（月）発の便まで運休される予定です。

また、それ以降の運航予定については発表されていませんが、減便や運休の可能性もあります。

最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

○日本航空ウェブサイト

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2021/inter/210201_05/

なお、日本航空は、同社の名前を使用するなりすましメールへの注意を呼びかけており、ご注意ください。

○日本航空ウェブサイト（不審なメール・SNS・電話にご注意ください）

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2019/other/sns/index.html>

（３）カンタス航空

豪州・ニュージーランド間を除く国際線の運休が発表されています。

○カンタス航空ウェブサイト

<https://www.qantas.com/au/en/travel-info/travel-updates/coronavirus/qantas-international-network-changes.html>

（４）ジェットスター

２月２８日までの豪州・ニュージーランド間を除く国際線の運休予定が発表されています。

○ジェットスターウェブサイト

<https://www.jetstar.com/au/en/travel-alerts>

（５）ヴァージン・オーストラリア航空

ブリスベン・羽田線について、同社ウェブサイトでは予約ができなくなっています。

2 1月22日、連邦保健省は、豪州渡航者に対する出発前72時間以内のCOVID-19陰性証明提出要請に伴う必要記載事項等の一部を変更していますので、豪州への渡航を予定されている方は、今後も必要記載事項等が変更となる可能性がありますので、連邦政府ホームページ等で手続き等の最新情報をご確認ください。

以下掲載内容（変更点には※を付しています。）

（1）当該検査については、フライト（豪州渡航のために1つ以上の乗継便を予約している場合は最初のフライト）出発予定時刻の72時間以内にPCR検査を受ける必要がある。

（2）当該検査の陰性証明には、英語で記載された以下の情報を含める必要がある。陰性証明は紙ベースのものが望ましいですが、必要な情報を含む電子データ（Eメールやテキストメッセージに埋め込まれた文書等）での提示も可能。

ア 必須の情報※

（ア）旅行者の氏名、生年月日

（イ）検査結果（例：「negative」、「not detected」）

（ウ）検査方法（例：「PCR test」）

（エ）呼吸器の（respiratory）検体を採取した日時※

イ 可能な場合に記載が求められる追加情報※

（ア）収集された呼吸器の検体の種類（例：「nasopharyngeal」）※

（イ）検査結果の承認日時、承認者の氏名

（ウ）検査実施機関（laboratory / clinic / facility）の名称、住所

（エ）検査実施機関（laboratory）の所属する認定機関（分かる場合）

（3）搭乗時に4歳以下の子供は当該検査が不要です。健康上の理由から検査を受けられない方は、診断書の提示が必要※。

（4）豪州をトランジットで通過するだけの方も当該検査が必要。

（5）ニュージーランドからの隔離なし（green zone）フライトで豪州に渡航する方は、当該検査が不要。

（6）COVID-19 ワクチン接種者も当該検査が必要。

陰性証明提出要請に関する詳細は、以下、豪政府ウェブサイト（英文のみ）をご覧ください
<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/frequently-asked-questions-international-passengers>

本件については、以下、19日付け当館領事メールもご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus19012021.pdf>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

〈問い合わせ先〉

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level 17,

12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話:07 3221 5188

/ FAX:07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。